

上天草市病院事業工事検査規程事務取扱要領

制定 平成24年5月28日上天草市病院事業管理者決裁

上天草市病院事業工事検査規程事務取扱要領については、上天草市工事検査規程事務取扱要領（平成21年上天草市訓令第6号）を準用する。この場合において、「上天草市工事検査規程（平成21年上天草市訓令第3号。以下「規程」という。）」とあるのは、「上天草市病院事業工事検査規程（平成24年病院事業管理規程第 号）」と、「市」とあるのは、「病院」と、「総務企画部監理課長（以下「監理課長」という。）」とあるのは、「事務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）」と、「上天草市公共工事請負契約約款（平成16年上天草市告示第82号）」とあるのは、「上天草市病院事業公共工事請負契約約款（平成24年3月8日病院事業管理者決裁）」と、「市長」とあるのは、「事業管理者」と、「上天草市長」とあるのは、「上天草市病院事業管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に契約している請負工事については、適用しない。